

# 海拔標示板設置協定書

北海道電力株式会社（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）は、乙が津波災害防止を目的として、乙の海拔標示板（以下「標示板」という。）を甲の配電線路用電柱（以下「電柱」という。）に設置することに関し、次のとおり協定する。

（電柱使用の承認）

**第1条** 甲は、標示板の設置が、乙において電柱を使用しなければ困難な場合で、かつ甲において、電柱の維持・管理に支障とならない場合に限り、本協定の定めるところに従い、乙が標示板の設置のために電柱を無償で使用することを承認する。

（標示板の仕様）

**第2条** 乙が電柱に設置する標示板の仕様は、別紙1「海拔標示板の仕様および表示方法」のとおりとする。

（標示板設置工事の基準）

**第3条** 乙が実施する標示板の電柱設置工事（以下、「設置工事」という。）の基準については、別紙2「海拔標示板設置工事基準」（以下、「工事基準」という。）による。

（標示板の設置および撤去の届出）

**第4条** 乙は、設置工事、または電柱に設置した標示板の撤去工事（以下、「撤去工事」という。）を実施する場合、事前に、別紙3「標識申込書兼標識承認書」および別紙4「標識明細書」に、当該電柱の写真および設置工事の場合は道路占用許可書の写しを添付して、当該電柱を管理する甲の事業所に提出し、その承認を得る。

2 乙は、設置工事または撤去工事の完了後速やかに、別紙5「標識工事完了届」および別紙4「標識明細書」に、工事後の当該電柱の写真を添付して、前項の事業所に提出する。

（工事の委託）

**第5条** 乙は、設置工事または撤去工事を第三者に委託する場合、電気工作物に精通した施工会社を選定する。

（維持・管理）

**第6条** 設置標示板の維持・管理は、乙が行う。

2 甲は、工事基準を満たさない設置標示板を発見したときは、乙にその内容を通知し、乙は、甲の指示に従い、速やかに当該標示板に係る必要な改修を行う。

（損害賠償の免責）

**第7条** 甲は、次の各号の一に該当する場合にはその責任を有しない。

- (1) 天災地変、火災その他の不可抗力に起因して、設置標示板が毀損したとき。
- (2) 第三者の加害行為に起因して、設置標示板が毀損したとき。
- (3) 甲が、電柱の維持・管理に係る業務上の行為により、設置標示板を毀損したとき。ただし、故意または重要な過失による場合を除く。

(第三者に対する加害責任)

**第8条** 乙は、設置工事、撤去工事または設置標示板に起因して、甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償の責めを負い、甲に一切の迷惑をかけない。

(契約の解除)

**第9条** 甲は、次の各号の一に該当する場合、乙に対し、期日を定めて是正を勧告し、乙がこれに応じないときは、ただちに本協定を解約することができる。

- (1) 乙が、本協定に違反し、またはその履行に誠意がないと甲が認めた場合
- (2) 監督官庁の改善命令等による場合

(原状回復)

**第10条** 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲の要求があるときは、その指定する期日までに、乙の負担において、設置標示板を撤去または移設し、原状に復する。

- (1) 当該電柱の維持・管理上、設置標示板が支障となったとき。
- (2) 当該電柱の移設または補修もしくはこれらに類する工事等のために、設置標示板が支障となったとき。
- (3) 本協定が期間満了または解約により終了したとき。

(協定の有効期間)

**第11条** 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲、または乙から何ら申し出のない限り、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

(協議解決)

**第12条** 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえこれを決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 札幌市中央区大通東1丁目  
北海道電力株式会社 札幌支店

営業部長 稗田 亨

乙 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡 克介